

集合住宅の料金算定取扱要綱

昭和53年6月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市水道事業給水条例施行規程（以下「規程」という。）第20条第1項ただし書に規定する集合住宅の各戸徴収を認めていない場合の料金計算に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用条件)

第2条 対象となる集合住宅は、壁及び玄関により完全に区画されており、かつ、2戸以上の独立した住居として用いられる建物で、各戸ごとに給水装置又は給水設備が設置されていること。ただし、同一の建物に店舗・事業所が共存する場合はその建物の全戸数の2分の1以上が住宅であれば対象とする。

2 使用者戸数の単位は、独立世帯（戸）・店舗・事業所とする。

(申請)

第3条 前条各項の条件に適用し、集合住宅の料金算定の適用を受けようとする当該住宅の設置者（申請者）等は、「集合住宅の料金計算適用申請書」を防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 集合住宅の位置図
- (2) 配管図（親メーター以降の給水装置、貯水槽水道配管図）
- (3) メーター設置図（子メーターの設置図）
- (4) 貯水槽水道警報装置関係系統図

(調査及び通知)

第4条 管理者は、前条による申請があったときは、当該要件について調査し必要な指示を行うことができる。

2 管理者は、前項の調査の結果、要件に適合すると認めたときは、「集合住宅の料金計算適用承認書」により通知する。

(届出の義務)

第5条 設置者（申請者）等は、使用者戸数の変更の際は、速やかに届け出なければならない。ただし、取扱の変更は次期検針日からとし、規程第20条第4項による期間中途の移転等による精算事務は行わない。

(算定方法)

第6条 同一建物の親メーターに係る子メーターの口径が異なる場合は同一口径の数の多い方で算定し、同数の場合は口径の大きい方で算定する。

(下水道使用料の準用)

第7条 下水道使用料についてもこの要綱を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。